

赤穂市上下水道事業告示第1号

下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第4条第6項において準用する同法第4条第1項の規定により、次の事業計画を変更するので、同法施行令（昭和34年4月2日政令 第147号）第3条の規定により縦覧に供する。

なお、赤穂市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までにこの案について、赤穂市長に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及び前記案件についての意見を記載した文書を赤穂市中広1862番地、赤穂市上下水道部下水道課または赤穂市加里屋81番地赤穂市上下水道部総務課に提出すること。

令和8年1月30日

赤穂市上下水道事業

赤穂市長　牟　禮　正　稔

1. 事業計画の名称

赤穂市公共下水道

2. 変更内容

主要な管渠の配置（ルート・縦断）の変更

変更前：赤穂処理区 延長：50,140m → 変更後：赤穂処理区 延長：47,560m

3. 縦覧期間

令和8年1月30日（金）から

令和8年2月12日（木）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日・日曜日・国民の祝日は除く）

4. 事業計画の案の縦覧場所

- ・赤穂市上下水道部下水道課
- ・赤穂市上下水道部総務課